

資料

低所得の定義についてのテクニカル・ノート

1 基本スタンス

本調査においては、東京都の中の 3 自治体のみを対象としていること、世帯所得をカテゴリ値で聞いていること、所得税、住民税、社会保険料などを詳しく聞いていないことなどにより、正確な相対的貧困率を算出することは不可能である。

そのため、ここで算出する「低所得率」はあくまでも低所得層の若者と非低所得の若者の置かれている状況の格差や、異なる属性間の経済的困窮の格差をみるための区分であり、低所得率自体は国の「子供の貧困率」（注1）と比べられるものではない。

（注1）厚生労働省「平成 25 年国民生活基礎調査」を用いた分析によると、本調査とほぼ対象年齢が重なる層の相対的貧困率は以下のとおり
15-19 歳の男性 18.8%・女性 18.5%、20-24 歳の男性 21.8%・女性 19.5%。

2 等価所得

等価所得を算出するためには「世帯所得」及び「世帯人数」が必要である。本調査では、世帯所得の情報を保護者票、若者個人の所得の情報を若者票から得ている。一方で、世帯人数は若者の同居世帯しか情報を得ていない（別居の場合、保護者の世帯の世帯員の情報なし）。また、同居の場合、保護者の所得と若者の所得が両方に計上されている可能性がある。

(1) 含める所得の範囲

① 家族と一緒にいる場合

保護者票の間 20 を世帯所得とする。若者が独自の所得（勤労所得、奨学金など）を得ている場合（若者票問 25 から把握可能）もあるが、保護者票問 20 では「複数の収入源がある場合は、・・・合算値（合計額）」と指定しているので、若者の所得をこれに足すとダブルカウントする可能性がある。

② ひとり暮らしの場合で保護者票がない場合

若者の所得のみ（若者票問 25、1 か月あたりの金額）を合計し、12 倍する。

③ ひとり暮らしの場合で保護者票がある場合

保護者票の所得は含めず、若者本人の所得のみとする（②と同じ扱い）。理由は、保護者票から保護者（実家）の所得はわかるが、実家の世帯人数がわからないので、等価所得にすることができないため。また、保護者票がある若者（③）とない若者（②）では本質的な違いはないと考えられるため。このため、学生などで実質的に生活の基

盤が実家にある場合は、生活水準が下方推計される。しかし、学生であっても親から独立している場合もあり、一概に親（実家）と生計を一緒にしているか否かの判断ができず、学生の生活水準＝実家の生活水準とも言えない。

（２） カテゴリー値の取り扱い

保護者票問 20 は、50 万から 100 万のカテゴリー値である。そのため、各カテゴリーにおいては、「中間値」を推計に用いるものとし、参考のため「最低値」と「最高値」でも低所得率を推計した（例：カテゴリーが「200～300 万円」であれば、最低値＝200 万円、中間値＝250 万円、最高値＝300 万円。推計される低所得率の最低値と最高値が算出されることとなる）。

3 低所得基準

通常の相対的貧困率として用いられるサンプル内の等価可処分所得の中央値の 50%を貧困基準とする方法はサンプル内の格差を表す指標であるため、都内の 3 自治体を対象とする本調査では適切ではない。そのため、調査外から目安となる基準をもってくる必要がある。

そこで、以下の 2 つの公表されている全国レベルの貧困基準を参照する。ただし、本調査による推計は、これらの国の基準による全国レベルの推計値と比較はできないことは上記のとおり。

- ① 厚生労働省「平成 25 年国民生活基礎調査」から算出された「等価可処分所得」の中央値の 50%である 122 万円（所得は平成 24 年値）という基準（用いたのは平成 24 年から 26 年の平均所得の伸び率を乗じた 122.5 万円）、
- ② 厚生労働省「平成 27 年国民生活基礎調査」（所得は平成 26 年値）の所得金額の中央値（427 万円）を平均世帯人数（2.49 人）の平方根で除した値の 50%である 135.3 万円（この方法は実際に個々のサンプルにて等価可処分所得を計算し、その中央値の 50%として求める貧困基準とは完全に一致しない点は留意）。

②は当初所得（世帯員全員の勤労所得＋事業所得＋金融所得＋社会保障給付等）、①は可処分所得（②－（所得税＋地方税＋社会保険料））。本調査のようなアンケート調査では、これらを詳細に把握することは不可能である。本調査の保護者票では「お子さんと生計を共にしている方の、おおよその世帯収入（年間、ボーナス含む手取り額）」を聞いており、「勤労収入（パート、アルバイトを含む）、事業収入、農業収入、不動産収入、利子・配当金、公的年金、その他の社会保障給付費、個人年金など」をすべて含む世帯員全員の合算としており、可処分所得を想定している。しかし、社会保険料、児童手当などは考慮していない可能性が高く、特に社会保険料は金額も大きいいため、所得が過大

報告されている可能性がある。

一方、若者票では「手取り」の収入を聞いているのみであるため、当初所得か可処分所得かの判断はできない。

しかし、本調査では、保護者票においても、若者票においても、当初所得よりも可処分所得の方に近いと考えられるため、基本的に①（可処分所得）を用い、参考のために②（当初所得）を使った推計値も掲載する。

4 結果（低所得率）

所得の範囲1 = ひとり暮らしについては若者所得のみ、それ以外は保護者票所得のみ

参考表 1 低所得率（所得の範囲 1）

	所得のカテゴリー値の推計		
	低推計	中推計	高推計
基準線（可処分所得）	19.2%	14.9%	13.2%
基準線（当初所得）	20.8%	16.9%	14.4%

所得の範囲2 = ひとり暮らしについては若者所得のみ、

それ以外は「親からの仕送り」(q25_2)以外の本人所得+保護者票所得

参考表 2 低所得率（所得の範囲 2）

	所得のカテゴリー値の推計		
	低推計	中推計	高推計
基準線（可処分所得）	15.8%	12.9%	11.2%
基準線（当初所得）	17.5%	14.1%	12.5%

所得の範囲3 = ひとり暮らしについては若者所得のみ、

それ以外は保護者票所得+若者所得

参考表 3 低所得率（所得の範囲 3）

	所得のカテゴリー値の推計		
	低推計	中推計	高推計
基準線（可処分所得）	17.6%	12.5%	11.0%
基準線（当初所得）	19.6%	13.8%	12.1%